別添１

令和５年度

新婚生活を応援します！

（結婚新生活支援事業）

これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用等）の支援を行います。

事業概要

どのような世帯が対象なの？

次の①～④の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

① 令和５年３月1日から令和６年3月31日までに婚姻届を提出し受理された世帯
② ご夫婦の所得を合わせて５00万円未満
③ ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
④ その他、お住いの市区町村が定める要件を満たす世帯

どのような費用が対象なの？

新居の住宅費	① 新居の購入費 ② 新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料 ③ 住宅のリフォーム費用
新居への引越費用	④ 引越業者や運送業者に支払った引越費用

いくら補助を受けられるの？

夫婦ともに、**29歳以下の世帯**は、上記の新居の住宅費、引越費用を合わせて、1世帯あたり**上限６0万円**、**それ以外の世帯**は**上限30万円**です。